

地域別アクションプログラム 大津地域ワーキング設置要領

(設 置)

第 1 条 地域別の滋賀県道路整備アクションプログラムの策定にあたり、大津土木事務所管内における地域課題や、その課題を踏まえた今後の道路整備についての意見を広く求めるため、「地域別アクションプログラム 大津地域ワーキング」（以下「地域ワーキング」という。）を設置する。

2 地域ワーキングにおいては「調停」「審査」「諮問」「調査」は行わない。

(構 成)

第 2 条 地域ワーキングは、有識者、道路利用者、地域住民、行政等、別表に掲げる者で構成する。

2 委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(座 長)

第 3 条 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定める。

(会 議)

第 4 条 地域ワーキングは、大津土木事務所長が必要と認めたときに招集する。

(会議の公開)

第 5 条 地域ワーキングは、原則として公開とする。

(事務局)

第 6 条 地域ワーキングの事務局は、大津土木事務所に置き、円滑な事務に努めるものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、地域ワーキングの運営に関し必要な事項は、大津土木事務所長が別に定める。

付則 この要領は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

別表

青山 知子	大津交通安全協会 女性部長
大森 睦浩	大津北警察署 交通課長
小川 圭一	立命館大学 理工学部 教授
鬼塚 泰二	大津市建設部 道路建設課長
後藤 佳子	大津市地域女性団体連合会 副会長
佐藤 祐子	公益社団法人 びわこビジターズビューロー 副会長
須山 進	大津商工会議所 観光運輸部会
高岡 裕子	大津警察署 交通第一課長
竹平 陽	公募委員
西 耕一朗	公募委員
野村 義明	社団法人 滋賀県バス協会 専務理事
丸山 忠司	社会福祉法人 大津市社会福祉協議会 事務局次長
横田 久美子	大津市教育委員会児童生徒支援課 主幹

(五十音順)